

# 筑前國續風土記卷之一目錄

## 提要上

總論 國中田畠高 段別石高

國中民戶數 國中農工商人數

福岡町數 博多町數 酒家麴家數

神社數 寺數 社數 領

寺領 牛馬數 船數

別館在所

# 筑前國續風土記 卷之一

貝原篤信選定

貝原好古編録

竹田定直校正

## 提要上

### ○總論

此國を筑紫と名付し事、古は筑前筑後一國にして、是を筑紫といへり。故に日本紀等の古書に、筑紫といへるは、多くは筑前筑後をさせり。又九國をすべて筑紫と稱し、或九州の内筑前筑後の外をも、筑紫といひし事も間まこれあり。筑前はいにしへ官府のありし國にて、九州二島をすべてまつりごちし所なれば、其國の名をとりて、九國をもすべて筑紫といへり。たとへば大和に帝都ありし故、日本をすべてやまと稱せしが如し。唐土にも、亦いにしへかゝる

ためし多し。舊事記第一卷曰、筑紫島謂身一而有面四、每面有名、筑紫國謂白日別、豐國謂豐日別、肥國謂速日別、日向國謂豐久士比泥別云々。神皇正統記曰、次に筑紫の洲をうみます、一身に四面あり、一を白日別と云、是は筑紫なり、後に筑前筑後といふといへり。前後二國にわけたるは、南北地隔りて、治めがたければなり。筑紫と名付し意を考ふるに、釋日本紀曰、筑紫先儒之說有四義、一云、此地形如木兔之體、故名之也、木兔鳥之名、此云都久、二公望案、筑後國風土記云、筑後國者本與筑前國合爲二國、昔此兩國間山有峻狹坂、往來之人所駕鞍韉被摩盡、土人曰鞍韉盡之坂、三云、昔此界上有庶猛神、往來之人半生半死其數極多、目曰人命盡神、于時筑紫君肥君等占之、今筑紫君等之祖甕依姬爲祝祭之、自爾以降行路之人不被神害、是以曰筑紫神、四云、爲葬其死者、伐此山木造作棺輿、因茲山木欲盡、因曰筑紫國、後分爲前後。又詞林采

葉抄曰、九州をつくしと名付るは、此島の形木兔つくに似たり、しは島と云詞也、よつてつくしまと云也。仙覺萬葉抄の意も亦同じ。右四説の内、初の説は、此國の形木兔つくに似たりといへり、今案するに、筑前筑後のかたち、木兔の形に似たりとも見え侍らず。九州の惣圖を見るにも、其形木兔に似ず。然れば木兔に似たるといふ説信じ難し。後の三説は皆盡の義をとれり。いにしへ筑紫と名付し事、一定の説なくして、民間にさまざま云傳へたる言を、風土記を作れる人、考へにそなへんため、ことごとく載せ侍るならし。何れも決定すべき説なし。凡古人の説はみだりにうたがふべからず。たゞわが見識の至らざるをうたがふべし。されども古賢の言に、盡信ツク書則不ツク如無書、吾於武成取二三策而已矣。とへり。上代經典の載する所すら、かくのごときの議論あり。いはんや其餘のしるす所、必悉信すべきにもあらず。只信すべきを信じ、うたがふべきをうたがふべし。

仙覺が萬葉の註を見るに、いにしへを傳へて誠に信しん從せうすべき事多し。頗好書といふべし。されども附會ふくわい牽合けんがふの説、杜撰臆度つざんおくたくの言も亦すくなからず。逐一ちくいちに信じがたし。ひそかにおもふに、いにしへ、異國より賊兵おそひの襲來おそひるをふせがんとて、筑前の北海ほつりの濱はまに石垣を多く築り、其故につく石といへる意なるを略して、つくしと云なるべし。雜書の説に、上古の時、西藩はんの國より、度々日本を侵したる事あり、其後仲哀帝も、異國より來り侵せし賊の流矢にあたりて、崩じ玉ふといへり。菅丞相の歌に、箱崎や千代の松原石だゝみくづれん世まで君はまします。是いにしへ筑前の海邊箱崎博多のあたりに、石がさありし證也。むかしより博多は唐土船の着し所にて、要害堅固にして石壁多かりしにや、博多の別名を石城府と云事、僧萬里の梅菴集及異國の人作りし海東諸國記にも見えたり。近代龜山後宇多の御時、蒙古の賊兵多く攻來りしに、博多の濱に石垣を築し事は、上代

よりありし石垣を修補したるなり。此時始て築たるには非ず。鎌倉の北條家より筑前の太宰少貳に書を遣して、むかしより有し石垣を修補すべきよしを催せしを、少貳より又此島の士に下知せし證文あり。其石垣は、今も博多の西百道松原、生の松原、今津島所所に少残り。然れば昔此國をつくしと名付し事は、筑石と云ことばをとれるなるべし。是前人のいまだいはざる所、篤信の臆見なれど、しばらくしるして識者の是正をまつのみ。むかし筑前筑後二國にて、是を筑紫といふ。つく、ちく、音相違すれば、又ちくしとも云。後に二國に分ちし時、ちくせんちくご云。大和の名も、舊説三ありといへども、附會して杜撰せるやうに聞えて、うたがはしければ、篤信の臆見を日本釋名に載せ侍る。古人の説なればとて、悉に證とすべからざる由をいはんために、こゝにはあはぬ事なれども書付侍る。

一、凡本朝に國郡を分ちし始を考ふるに、日本紀に、

成務天皇五年秋九月、諸國に令して以て、國郡に造長を立、縣邑いなきに稻置を置、並に楯矛たてぼこを賜りて以てしるしとし、則山川をさかひて國縣を分ち、阡陌に隨て邑里を定む、因て以て東西を日縱たてとし、南北を日横とす、山の陽みなみを影面かげもと云、山の陰きたを背面そともと云、是を以て百姓安居して、天下無事也、と云へり。是國縣を分たれし始なり。されども今いへる所の郡の名など、成務天皇以後の事實をとりて、其名とせる事多ければ、此時定め給ひしは、只大略の事なるべし。國の數も、はるか後の世に成て、漸分れて六十六州に定りしかば、猶更郡縣の名は、後世に至りて、漸かはり分れたるなべし。又 孝德天皇二年國々の疆さか場を見そなはし、或は書に筆し、圖に移して奉らしめ、國縣の名をも定めさせ玉ひしとかや。 天武天皇十二年十二月甲寅朔、諸王五位伊勢王、大錦下羽田公八國やくに、小錦下多臣品治、小錦下中臣連大島、并判官錄史ふりひと工匠者等を遣し、天下に巡行て、諸國の境界を

限分さかふ。然れども是年限分さかふに堪ず。同十三年冬十月辛巳、伊勢王等を遣して、諸國の界を定め給ふ。以上日本

紀に出たり。又續日本紀に、元明天皇和銅六年五月甲子、畿内七道の郡郷の名、好字を著させ玉ひしとあれば、今に至るまで稱する所の郡の名は、此時に漸定れるにや。村里の名は、猶其後より近代に至りて、かはり定れるなるべし。元明天皇の御時、諸國の事をしるさしめて奉らしむ。是風土記を作らしめ給んれうなるべし。順和名抄に、國々の郷名をしるせしも、此時定め給ひしを傳て書付けるにや。筑前の郡數、延喜式、和名抄に載る所、並に十五とす。今も亦これに同じ。延喜式第二十一卷ニ曰、筑前國上管ス怡土志摩早良那珂席田糟屋宗像遠賀ガ鞍手嘉摩穗波夜須下座上座御笠ヲ是也。和名抄に載る所の筑前の郷名凡百二郷あり。萬葉集第五卷に、筑前那珂郡伊知イチ郷あるよしをしるせり。然れども和名抄を見れば、那珂郡に伊知郷なし。是又改めかはれるなるべし。後堀川院



貞應年中に、武藏前司入道、日本國の大田文を作て、  
庄郷を分らぬるよし、云傳へたれども、其事をしるせ  
るものなければ、今更考へ知がたし。和名抄に載る所  
の郷の名、今稱するも有、又稱せざるもあれど、各郡  
の下に是をしるし侍りぬ。凡州縣の設は、時ありて  
かはれども、山河の形は千古かはらず。此故禹貢の  
州を分つに、必山川を以て界を定む。中夏には州縣  
の名古今悉くかはれり。本邦には大やうかはらざる  
故に、州縣を考へ見る事安しと云へども、村里に至  
りては、古今の變改多くして、其所さだかにしれざ  
る事多し。

一、諸國に初て司を置て、其國の政務をとり行はし  
め給ふ事を考ふるに、人王十三代成務天皇四年、始  
て國造くにのみやつとを定めらる。國造といへるは、則國司の名  
なり。後改て守と云。職原抄皇極天皇の御時、國造を  
改めて國司と號す。文武天皇の御時に至て、又國司  
を改て國守と稱す。國造の名は 神武の御時より侍

れども、諸國に國造を立らるゝ事は、成務天皇の御時よりぞ始りける。凡國司は四年或は六年を以、其任限とす。其任終りて、前の國司は都に上り、其國にての政務宜しければ、又他の國司に任せらる。是は一國に久しくありては、政事に私曲もいでき、あるひは身に勢いきほひつきて、叛逆の心をきざし、國民をなやますにも至りぬべければとて、かくはさだめさせ給ひし也。文武天皇の御時、始て一國に守介せうさくわん掾目とて、四人の官員を置給ふ。但下國には介なくして、守掾目の三官のみあり。守は其國政一切の事をすべて掌る。介は守に次で其事を助く。掾は其公文くもんを書、其外細事までを預り知る。目は一向執筆の役なり。此外にも毎國郡司博士醫師等の官人多し。又孝徳天皇の御時より、郡司を立て、大領少領とし、書算に工なる者を主政主帳まつりごとひとふみひととす。續日本紀、元明天皇和銅六年の紀に、郡司大少領は以修身ヲ爲限、非遷代之任ニよし、しるせり。筑前國に上代より太宰

府有て、太宰帥以下數多の官人を下しおかれ、九州二島の政事を沙汰し、異國襲來の藩鎮とし給ふ。府官の外に守介掾目史生等の官あり。是は筑前一國の事務を司らしめらる。然るに光仁帝寶龜二年十二月、筑前國の官員をやめて、太宰府に隸す、と續日本紀にあり。凡筑前の國司交代の事、まゝ國史に出侍れども、事しげくして、つぶさにしるしがたければ、もらし侍る。源賴朝卿の時より、始て諸國に守護を置く。是其國の五十分一をとれり。今の郡司代官などの如く、國司も守護も其國の政務をとり行ふばかりにて、其國の土貢を自悉く收納するには非ず。公家より任せらるゝを國司と云、武家より置しを守護と云。賴朝卿より以後は一國に國司守護兩人ありて、政務を聞侍りし也。されども武家は次第に盛になり、公家は漸におとろへ、後には國司はなくなりて、守護のみにぞ成にける。

一、順和名抄に、筑前國田一萬八千六百餘町とあり。

拾芥抄には、筑前田一萬九千七百六十五町と書り。山王神道曰、筑前國十五郡、田數一萬九千七百六十九町。海東諸國記に、筑前州水田一萬八千三百廿八町九反。又延喜式、及和名抄に、筑前國正稅公

廩天子に獻ずる田を正稅と云。國各二十萬束とあれば、

合四十萬束なるべし。一束に五升の米を得れば、四

十萬束には現米二萬石也。令義解云、束稻是筑前國

一年の土貢米なり。とくまいいにしへ賦稅春得ニ米五升一のかろくして、公

に納る貢みつぎの少事すくなきかくの如し。近代は、田の秋稼を

三分にして、其二を土貢として公へ奉り、其一は農

夫の所得と定られしは、豐臣秀吉公より初れるよし

聞ゆ。天文十二年日本國中每國の知行高をしるし、

其簿ほを將軍家に獻す。是を民俗には天文の繩と云。

筑前國三十三萬五千六百九十石としるせり。小早川

中納言秀秋此國を領せられし時は、田畠の町數二萬

九千六百九十三町餘、田畠高三十萬八千四百六十一

石餘ありしとかや。是怡土郡公領を近き比に至りては

庶民太平の化に俗し、子孫ますくしげく榮て、年

年に口數も増りぬれば、山を開き野をあらさわりし

て、田圃年々に多く廣まれり。福岡秋月直方及怡土郡公領唐津領までかぞへば、田圃凡五萬町許なるべし。

一、此國は平地廣濶くわうくわつにして、村里絡繹らくたきせり。北方には海をうけ、戊亥の方は遠く異國に向ひ、西は山を隔て、肥前にさかひ、南には平田遠くつらなり、山野つゞきて、肥前筑後豊後豊前に隣し、東も亦山つゞきて、豊前に相ならべり。東西二十六里餘、南北十三里餘あり。北に海を帯び、南に山を負たれば、魚鹽多く、薪材ともしからず。民部式に上國と定めしも宜なるかな。且四方運漕の便よければ、此國の商賈しばしば諸國に往來して、有無を交易す。又京大阪諸州の商客も、多く此地に來りて貨財をあきなふ。長崎に近くして、異國の物産を求め買に便よろし。肥前對馬中國四國泉州紀州北國出羽奥州等諸國の客船も、其土物をのせて、多く爰にいたりあつまる故に 民生日用のたから備りてともしからず。故に九

州二島の諸國の人は、此國の城下福岡博多を一都會として來りつどひ、萬の資用を買調ふ、誠に天府の國と云つべし。昔は當國に太宰府あり、帥以下官人多く是に居て、九州二島の政事をとり行ひ、蕃客はんかくにも對攝せり。故に西の都と稱して、富庶の所なりしとかや。源頼朝卿惣追捕使たりし後、關東の士武藤小次郎といふ者、泰衡退治の時軍功あり。其恩賞として太宰少貳に任せられ、筑前豊前肥前壹岐對馬の守護職たり。其子孫世々少貳と稱す。伏見院永仁元年に、鎌倉より探題職を此國に置いて、九州二島の政事を司らしめられしかば、猶いにしへにもおとらぬ繁華の地なりしが、天文の比天下大に亂れしに、九州は偏地なれば亂擾誠に甚し。天正の時にいたり、薩摩に島津、肥前に龍造寺、豊後に大友、此三家鼎のごとく峙そばだちて、國をあらそひ境をおかして、合戦止時なし。中につゐて、此國は襟會きんくわいの地なれば、戦争せんそうのちまたとなりて、諸民居を安くせず、多くは家

を出て、山林に身をかくし、しんりょう侵掠にあふて資財を失ひ、終に壤亂の地となれり。國中にては少貳宗像原田秋月麻生の五家大身にて、其家人をわかちて端城を守らしめ、各郡村を争ひ、戦闘を事としてむなしき日なし。かゝりし所に、天正十五年秀吉公九州を征伐して、亂をしづめ治に復し、此國を以て、毛利元就の三男小早川左衛門佐後任中納言隆景に賜りける。隆景天性智慮深くして、よく民をなづけ、もろくを撫られしかば、猶亂世に近き時なれど、國中に叛逆する者なく、四境の内治りて百姓悦服しける。又廢すたれたるをおこし、絶たるをつぐ志ありて、神社をたつとび造復せらる。されども國を治る事、たゞ八年にして、其養子秀秋にゆづりて、備後の三原に隠居せらる。秀秋天性昏暴の人にて、養父隆景の舊制にそむき、國政正からず、萬民困みあへり。此よし秀吉公聞給ひ、隆景逝去の後國を沒收し、慶長二年に越前府中にて十六萬石の地を給ひ、彼地に移られしか

ば、此國には主なくなりて、石田治部少輔三成代官として、三年の間かりに國の政事をとりに行ふ。今も國中

農人の家に、三成が下知の状證文所々にあり。同四年正月東照君の御わび言に

よりて、秀秋再此國主となれりける。同五年の秋、

石田治部少輔亂を發し、天下瓜の如く分れ、萬民累

卵らんの憂をいだけり。されども東照君文武の徳おはし

まして、一たび戎衣して、天下を平げさせ給ひしか

ば、四海忽安靜にして、民今に至るまで、其賜をう

く。此時にあたりて、黒田孝高入道如水公、其子甲

斐守長政公は、もとより二心なく、東照宮の御方に

參て、父子共に莫大の忠義を盡されしかば、其勳功

の賞として、此國を以、長政に賜へり。如水公は、

英雄の才、世をおほひ、明哲の智、衆に拔んでたり

しかば、能功を成して、其身を保ち給ふ。されば若

き時は秀吉公を助けて、非常の功を立、時機を見、

禍をさけて、四十餘り強仕のさかりに、早く祿地を

辭して、令子長政公にゆづり、年老て、東照宮の御



爲に兵を起して、大友を虜にし、筑紫をしづむ。長政公はわかき時より、日本朝鮮におゐて數度の武功を立つ。只亂に勝の力群に超たるのみならず、治を致すの徳もまた衆に抜んで給ひしかば、古き道を聞用ひて、國中の臣民にのぞみ、賞罰正しく法制嚴にして、自儉約を守り、民の非を禁じて、能國を治め給し故、國豊に民安くして、又むかしの世に立歸りぬ。長政公此國を治め給ふ事、慶長五年以來二十四年にして、元和九年閏八月四日、京都報恩寺にて逝去し給ふ。今年將軍秀忠公に先だつて江戸より上洛し玉ひ、病にかゝりて弃世し玉ふ。かく先祖より此かた仁惠の源深かりしかば、其流今に絶ずして、子孫黎民に蒙り及ぶ事むべなるかな。猶天道の報福百世に傳り、子孫ながく社稷を保ち、繁榮し玉はん事を、國民誰か是を願はざらんや。

一、延喜式三十六卷主稅式曰、筑前國正稅公廨各二十萬束、國分寺料三萬二千二百九十三束、修理觀世音寺料壹萬束、文珠會料貳千束、府官公廨十五萬

束、衛卒料二萬二千四百束、隨二日數ニ有ニ増減一ノ下皆同レ之。修二理府官舍、料六千束、池溝料三萬束、救急料八萬束、俘囚料五萬七千三百七拾束。

一、延喜式第十卷神名帳下所載、筑前國諸神十九座。

大十六座  
小三座

宗像郡四座並大

宗像神社三座並名神大

織幡神社一座名神大

那珂郡四座並大

八幡大菩薩箱崎宮一座大

住吉神社三座並名神大

糟屋郡三座並大

志加海神社三座並名神大

怡土郡一座小

志登神社

御笠郡二座並大

筑紫神社名神大

竈門神社名神大

上座郡一座小

麻氏良布神社

下座郡三座並大

美奈宜神社三座名神大

夜須郡一座小

於保奈牟智神社

一、延喜式主計式、太宰府行程上廿七日下十四日海路三十日。

一、延喜式兵部省式、筑前國甲四領、橫刀十口、弓二十張、征箭四十具、胡籙四十具。

一、延喜式三十七卷典藥寮、諸國進年料雜藥太宰府十二種、木蘭皮百五十斤、土瓜、石膏各十斤、龍骨六十斤、阜莢四十斤、代赭 禹餘糧各一斗、鬼臼四升、

狸骨二具、檳榔子、人參各二十斤、石斛十斤。篤信謂此太宰

府所貢進者、乃九州所出也、非止筑前一州而已。

一、延喜式三十三卷大膳式、諸國貢進菓子太宰府。

甘葛煎七斗、但木蓮子者筑前國部内諸山及壹岐等島所出之中、擇二好味者一年中貢。

一、延喜式貳拾八卷兵部省、筑前驛馬獨見、夜久各十五疋、島門二十三

疋、津日二十二疋、席打、夷宇、美野各十五疋、久爾十疋、佐討、深江、比菩、額田、石瀨、長丘、把伎、廣瀨、隈崎、伏見、綱別各五疋。傳馬

御笠郡十五疋太宰府兵馬二十疋。

今案、津日は鐘崎の近邊に昔あり。深江は怡土郡にあり。石瀨は遠賀郡にあり。長丘は御笠郡にあり。把伎は上座郡にあり。綱別は嘉摩郡にあり。其外はしれず。

一、三代實錄十六、貞觀十一年十二月二十八日、勅

曰鎮西者是朕之外朝也、千里分符一方寄重、況復隣國攝壤、非常難期。

一、續日本紀六卷、元明天皇和銅六年五月甲子、畿内七道、諸國郡鄉名著好字、其郡内所生銀銅彩色禽獸魚蟲等物、具錄色目、及土地沃墾山川原野名號所由、又古老相傳舊聞異事、載于史籍言上、

篤信竊謂、其時朝廷將作風土記、故豫出斯令、爾後醍醐帝延長六年風土記成奏上、凡六十餘卷記十六州風土之事、蓋我國之地誌也、後世罹兵燹而焚滅、今唯豐後出雲二風土記纔存耳、然共纔存者亦非全本、嗚呼可惜哉。

一、日本紀孝德天皇紀曰、凡郡以四十里爲大郡、三十里以下四里以上爲中郡、三里爲小郡、其郡司並取國造性識清廉堪時務者爲大領小領、強弱聽敏工書筆者爲主政主帳。

一、又曰、凡田長三十步廣十二步爲段、十段爲町、段租稻二束二把、町租稻二十二束、若山谷阴

險地遠人稀之處、隨便量置。

一、筑前の内、近代足利將軍の末の世に、各小城をかまへて、籠りし國士數十人あり。されども其長となりしは、原田、秋月、小貳、宗像、麻生、此五將に過ず。右の五將は、むかしより久しき家にて、名ある士なれば、其家々に、綸旨院宣御教書御内書等もありしかや。其餘の城主には無之。此外の城は、此五人の家人を置き端城か。又は豊後の大友、周防の大内、肥前の龍造寺、此三將の家臣なり。

一、古昔太宰帥大小貳等、府官に任せられし歴代の次第は、御笠郡太宰府の處に詳にしるせり。故に今爰に記すに及ばず。

一、尙書に、民は是邦の本、もと固ければ邦やすしといへり。又古語に、王者は民を以て天とすともいへり。いにしへ我邦に民の字を訓して、おほんたからといへるも、此故なるべし。周禮に、民數を王に献ず、王拜して是をうけ給ふとあり。孔子も又負版

の者に式し給へり。是皆古の王者、聖人の民數をおもんじ給ふ故なり。日本紀を考ふるに、孝徳天皇大化元年九月廿日、使者を諸國に遣して、民の元數おほかずを録すといへり。是又民數を重じ玉ふ故なり。夫國郡を治め、民を愛するを職任とする人、豈民數減せずして、益多からん事を願はざらんや。然れども、世みだれ年飢し、或は苛政かせいの猛虎まうちよりはげしきありて、民をして塗炭とたんに陥おとしいれしむれば、おのづから民數減じ、寡すくなき事必然の理也。今のごときは太平日久しく政治和平にして、民のかまどもにぎはひ、孫枝子葉年毎に繁昌し、各衣を暖にし、食に飽き、居を逸して、飢寒のうれへを忘る。既に庶もろくありて、且富りと云つべし。然れば誰が國恩をあふぎ、升平をたのしまざらんや。

○筑前國十五郡田畠高

那珂郡 三萬四千三百六十七石二斗四升九合  
早良郡 三萬八千六百九十八石二斗六升九合

志摩郡

三萬六千九十六石一斗九升八合

怡土郡

四萬三千六百七十四石一斗九升六合九勺

糟屋郡

五萬二千八百九十七石八斗九升四合

席田郡

八千七百十九石九斗一升

御笠郡

三萬二千五百三十五石二斗二合

夜須郡

三萬七千四百八十一石四斗八升八勺

下座郡

一萬八千九百三十三石六斗七升五合

上座郡

二萬千二百五石七斗二升四勺

嘉摩郡

四萬九百十四石九斗六升一合九勺

穗波郡

三萬二千六百三十五石九斗八升三合六勺

鞍手郡

五萬九千二十五石六斗三升二合八勺

遠賀郡

四萬九千二百八十三石四斗九升三合六勺

宗像郡

五萬五百一十一石五斗五升三合

合 五十五萬六千九百八十一石四斗二升

此内六千三百十二石八斗二升九合村居新田高加る

村數千三百六十六内

七百五十六  
六百十

本村  
枝村

此内二十新田村

右之外村居無之新田 五萬石

都合六十萬六千九百八十一石四斗二升

内

高五十二萬九千四百十二石八斗一升九合 福岡領

此内

四拾七萬三千百石 福岡領御朱印高

六千三百十二石八斗一升九合 同 領村居新田

五萬石 同領新田直方分地

綱政弟黑田伊勢守長清領之

五萬石 秋月領

忠之弟黑田甲斐守長興分地子孫代々領之

三千四百八十四石八斗二升六合 怡土郡 唐津領

二萬四千八十三石七斗七升五合 同 郡公領

○本州村の位田の位に依て段別石高

畠の段別の高は、郡村に依てかはり有、一樣ならざればしるさず。

○村位五段 上々村、上村、中村、下村、下々村。

○田位四段 上田、中田、下田、下々田。



○上々村田一段高

上田二石二升。以下三斗三合下る

中田一石七斗一升七合

下田一石四斗一升四合

下々田一石一斗一升一合

○上村田一段高

上田一石九斗一升九合

中田一石六斗一升六合

下田一石三斗一升三合

下々田一石一升

上々村上田に一斗一合下る

上田より是も三斗三合下る

○中村

上田一石八斗一升八合

中田一石五斗一升五合

下田一石二斗一升二合

下々田九斗九合

上村上田に一斗一合下る

上田以下是も三斗三合下る

○下村

上田一石七斗一升七合

中村上田に一斗一合下る

中田一石四斗一升四合 三斗三合下る  
下田一石一斗一升一合 同上  
下々田八斗八合 同上

○下々村

上田一石六斗一升六合 下村上田に一斗一合下る  
中田一石三斗一升三合 三斗三合下る  
下田一石一升 同上  
下々田七斗七合 同上

○國中民戸

城下諸士の家、秋月領、直方領、怡土郡の内公領、唐津領の戸數除之、是元祿三年かぞふる所なり。凡民戸の數は時に隨て増減あれば、其數一定しがたし。下に載る所の人口及牛馬の數等皆倣之。

民戸凡五萬千六百三十九軒 此内

福岡町家數 千五百廿五軒 間數五千百三十七間  
五尺七寸

博多町家數 三千百十八軒 間數九千百四十九間  
三尺九寸

怡土郡家數 千拾六軒

- 志摩郡家數 三千六百七軒
- 早良郡家數 三千五百拾九軒
- 那珂郡家數 三千三百拾五軒
- 糟屋郡家數 五千八軒
- 席田郡家數 四百拾二軒
- 御笠郡家數 二千百五拾軒
- 夜須郡家數 三千五百拾五軒
- 下座郡家數 千二百四拾三軒
- 上座郡家數 二千六百九拾四軒
- 嘉摩郡家數 二千六百九拾五軒
- 穗波郡家數 二千七百拾四軒
- 鞍手郡家數 五千二百二拾八軒
- 遠賀郡家數 五千三百八拾二軒
- 宗像郡家數 四千四百九拾八軒

○國中人數

福岡諸士の家、秋月領、直方領、怡土郡の内公領、及唐津領の人數は除之、是元祿三年かぞふる所なり。

(イ三十三萬三千四百二十四人)

人數二十九萬三千九十一人

(イ十八萬五千五百六十一人) (イ十四萬六千五百廿一人)

男十六萬四千八百八十人 女十二萬八千二百十二人

(イ四百三十九人) (イ千三百八十八人)

內社人 [ ] 僧 千四百八十二人

(イ二百人) (イ五十二人)

山伏 三百一十一人 神子 [ ]

(イ四人)

陰陽師 [ ]

右之内

(イ一萬四千九百五十人)

福岡町人數壹萬五千九人

(イ八千七百七十八人)

男八千四百十六人 女六千五百九十三人

(イ六千五百八十五人)

內社人 [ ] 僧 二百三十人

山伏 八十人

(イ一萬九千五百十六人)

博多町人數一萬九千四百六十八人

(イ一萬九百十人)

(イ八千四百五十二人)

男一萬千三百三十八人 女八千三百三十人

(イ七人) (イ百十人)

內社人 [ ] 僧二百十六人(イ神子十人)

(イ二十七人)

山伏 二十八人

公領唐津領除之(イ六千七百六十人)

怡土郡人數七千八十九人

(イ三千八百三十一人)

男四千五十一人

(イ二千八百七十八人)  
女三千二十八人

(イ六人)

内社人

山伏 七人

僧三十八人(イ神子二人)

(イ二萬三千九百五十三人)

志摩郡人數二萬四千四十五人

(イ一萬三千五百七十七人)

男一萬三千六百九十八人 女一萬三百四十七人

(イ三十四人)

(イ九十一人)

内社人

山伏 七人

僧百四人(イ神子四人)

(イ八人)

(イ二萬三千七百七十八人)

早良郡人數二萬三千九百廿六人

(イ一萬三千百六十二人)

男一萬三千四百人 女一萬五百廿六人

(イ十五人)

(イ百十人)

内社人

山伏 七人

僧百四人(イ神子七人)

(イ十五人)

(イ陰陽師四人)

山伏十四人

(イ一萬八千九百四十九人)

那珂郡人數一萬九千二百三十三人

(イ一萬五百三十四人)

男一萬八百十人

(イ八千二百九十一人)  
女八千四百廿三人

内社人 [ ] (イ四十八人) (イ六十一人)  
僧六十四人 (イ神子二人)

山伏 十四人

糟屋郡人數三萬二千四百四十五人 (イ三萬千八百八十六人)

男一萬八千八百八十五人 (イ一萬七千六百七十六人) (イ一萬三千九百人)  
女一萬二千九百六十六人 (イ四十九人) (イ百四十九人)

内社人 [ ] 僧百三十九人 (イ神子三人)

山伏 廿六人

席田郡人數二千四百四十一人 (イ二千四百四十人)

男千四百八十八人 (イ千三百九十六人) (イ千三十三人)  
女千三十三人 (イ一人)

内社人 [ ] 僧十一人

御笠郡人數一萬五千七百五十人 (イ一萬五千五百七十九人)

男九千七十四人 (イ八千八百五十七人) (イ六千六百七十人)  
女六千七百三十六人 (イ四十三人)

内社人 [ ] 僧百十人 (イ神子二人)

山伏 六十二人

秋月領除之 (イ秋月領共二萬二百一十七人)  
夜須郡人數七千六百五十八人

(イ一萬千五百廿九人)

(イ八千五百六十四人)

男四千四百五十八人

女三千二百人

(イ三十九人)

(イ七十四人)

内社人

僧二十人

山伏一人

同上(イ秋月領共七千四百四人)

下座郡人數四千九百三十一人

(イ四千百八十人)

(イ三千百九十一人)

男二千七百九十六人

女二千百三十五人

(イ十人)

(イ十三人)

内社人

僧十二人(イ神子一人)

(イ九人)

山伏五人

(イ一萬六千四百三十二人)

上座郡人數一萬六千五百五人

(イ九千三百五十人)

(イ七千十四人)

男九千四百五十四人

女七千五十一人

(イ二十五人)

(イ三十人)

内社人

僧三十二人

(イ一人)

山伏三人

秋月領直方分除之(イ秋月領直方分共一萬八千六百十八人)

嘉摩郡人數一萬六百一十一人

(イ一萬三百六十八人)

(イ八千百四十九人)

男五千九百四十五人

女四千六百六十六人

内社人 [ ] (イ三十五人) (イ五十八人)  
僧三十人 (イ神子一人)

山伏 七人

(イ一萬七千四百五十二人)

穂波郡人數一萬五千九百八十七人

(イ九千七百五十六人) (イ七千六百十八人)

男九千人 女六千九百八十七人

(イ二十五人) (イ五十二人)

内社人 [ ] 僧四十七人

山伏 一人

直方領除之(イ直方領共三萬千七百四人)

鞍手郡人數一萬七千三百二十三人

(イ一萬七千八百八十二人) (イ一萬四千三百二十人)

男九千五百四十二人 女七千七百八十一人

(イ五十一人) (イ百三十一人)

内社人 [ ] 僧七十一人(イ神子五人)

(イ十五人)

山伏 十人

同上(イ同上ナシ三萬四千七百七十人)

遠賀郡人數三萬千七百七十人

(イ一萬八千八百六十七人) (イ一萬五千六百六十六人)

男一萬七千四百四人 女一萬四千三百三人

(イ四十二人) (イ百六十四人)

内社人 [ ] 僧百四十七人(イ神子五人)



(イ廿六人)

山伏 十八人

(イ二萬九千八百六十二人)

宗像郡人數二萬九千八百六十三人

(イ一萬六千二百六十九人)

(イ一萬三千三百九十二人)

男一萬六千四百六十一人 女一萬三千四百二人

(イ四十八人)

(イ百十三人)

内社人

僧百七人 (イ神子十一人)

山伏 二十八人

○福岡工商所住町數

凡二拾三町、民家の數は元祿三年所計也。

簀子町

此町の北海中に、簀子石と云大石あり。故に町の名とす。家數八十八軒あり。

大工町

此町を立られし始、大工を置く故に町の名とす。家數九十一軒あり。此町の中淨念寺より東は那珂郡、西は早良郡なり。

魚町

大工町と本町の間にある南北横町なり。魚店あり。故に名づく。家數三十六軒。

本町

家數九十四軒。

吳服町

此町を立られし始、吳服をうる商人を置く故に町の名とす。家數五十七軒。

西名島町

家數五十六軒。

東名島町

家數六十九軒。此兩町ともに名島の城下に在し町を移さる。故に名とす。

萬町

家數十六軒。西名島町東名島町の間にある横町なり。

洲崎町

家數十七軒。

橋口町

家數十六軒。中島橋口へ出る町なる故、橋口町といふ。

鍛冶町

同五十三軒。鍛匠多く居る故名とす。

東職人町

同五十六軒。

西職人町

同七十二軒。

濱町

同四十八軒。

船町

同三十四軒。

材木町

同五十四軒。

荒戸新町

同百四十軒。横整四町。

以上十七町は皆福岡の郭内にあり。

唐人町

家數百五十八軒。其始高麗人住せり。

新大工町

同五十九軒。寛永十五年の頃忠之公命ありて、大工に此處にて宅地を給はり、新に町を立させ玉ふ。初は大工に非ざる者は居らず。

西町

同九十六軒。

以上の三町は城より西郭外にある町なり。

薬院町

家數五十軒。始薬院村とて農家あり。故に町の名とす。

紺屋町

同六十五軒。染工多く住す。故に紺屋町と云。

春吉町

同五十一軒。

以上の三町は城より東南郭外にある町の名なり。

○博多町通路井町の名

○東町流十一町

御供所町

家數二十軒。古昔箱崎八幡宮の御供を調へ奉りし所なる故、御供所町といふ。

聖福寺前町 同十九軒。

金屋小路町 同三十六軒。かなやせうぢ

小船町 同二十七軒。

東町上 同三十三軒。

東町下 同十九軒。

濱口町上 同二十六軒。

濱口町中 同三十三軒。

濱口町下 同三十軒。

甘家町東 同九軒。

鏡町東 同十八軒。

○吳服町流十一町

小山町上をやまの 家數十軒。

小山町下 家數三十六軒。

吳服町 同二十一軒。始ごふく屋居たりし故町の名とす。

吳服町下 同二十軒。

一小路上いちせうぢ 家數三十軒。天正十五年夏、秀吉公の命に依て博多の町割ありし時、此町より始て繩ばりせし故、一小路といふ。

一小路中 同三十軒。

一小路下 同三十一軒。

甘家町西 同十一軒。

鏡町西 同十二軒。

奥小路東 同十三軒。

茅堂町東かやだう 同十四軒。

○西町流十二町

萬行寺前町家數四十三軒。

竹若番 家數三十六軒。竹若といふ織物師居たりし故、町の名とす。

箔屋番 同三十六軒。始箔屋居たりし故町の名とす。

西町上 同十一軒。 西町下 同二十九軒。

藏本番 同四十四軒。 奈良屋番 同三十軒。

金屋番 同四十四軒。 奥小路 同九軒。

茅堂町 同十八軒。茅堂といふ佛堂有し故、町の名とす。俗萱堂とかく、に誤也。

古溪町 同二十四軒。古溪和尚此町の大同庵に住せし故、の名あり。

芥屋町 同五十一軒。

○土居町流十三町

櫛田社家町家數十一軒。 大乘寺前町家數十八軒。

土居町上 同五十一軒。 土居町中 同三十二軒。

土居町下 同二十七軒。 行町上 同二十二軒。

行町下 同二十五軒。 濱小路町 同三十二軒。

西方寺前町 同二十五軒。 西方寺前町下 同十七軒。

片土居町 同三十九軒。 土居川口町 同三十五軒。

新川端町 同二十三軒。

○洲崎流十八町

掛町 家數二十八軒。 洲崎麴屋番家數三十二軒。

橋口町 同十五軒。 川端上 同二十軒。

新川端上 同三十三軒。 川端下 同六軒。

洲崎町上 同三十八軒。 洲崎町中 同四十三軒。

同裏町 同二十五軒。 對馬小路上 同三十二軒。

對馬小路中 同二十五軒。 同町横町 同七軒。

同町下 同三十三軒。

妙樂寺町 同二十二軒。妙樂寺始は此處にあり。後に今の地にうつる。故に町の名とす。

妙樂寺裏町 同九軒。 妙樂寺新町 同十八軒。

古門戸町 同三十八軒。 古門戸横町 同十一軒。

○石堂流十二町

蓮池町 家數二十一軒。むかし聖福寺の蓮池有し處なる故、町の名とす。

立町上 同二十六軒。 立町中 家數三十九軒。

立町下 同五十六軒。 金屋町上 同十三軒。

金屋町中 同三十九軒。 同横町 同二十一軒。

同町下 同二十七軒。 官内町 同三十六軒。

石堂町 同二十二軒。 中間町 同二十五軒。

綱場町 同三十三軒。

○魚町流十一町

西門町 さいもん 町 家數二十四軒。聖福寺の西の門ありし處ゆへ町の名とす。

中小路上 なか 同二十二軒。 中小路下 同二十軒。

魚町上 うを 同二十一軒。 魚町上の下 同十八軒。

魚町中の上 同二十八軒。 魚町中の下 同二十七軒。

店屋町上 同二十二軒。 店屋町下 同二十一軒。

古小路町 こ 同二十九軒。 中島町 同六十三軒。

○新町流十二町

辻堂作出町 家數二十六軒。 辻堂町上 家數十四軒。

辻堂町中 同十軒。 同町下 同十九軒。

馬場新町 同四十三軒。

鷹師町上 同三十五軒。長政公入國の始鷹師を置く。故に此號あり。

同町下 同四十四軒。

瓦町 同四十三軒。瓦匠住する故、町の名とす。

立町濱 同三十六軒。 濱口濱 同二十九軒。

市小路濱 同三十三軒。 西町濱 同六十一軒。

○途子流十三町

奥堂町上 家數二十三軒。 同町中 同二十四軒。

同町下 同二十二軒。 櫛田前町 同二十四軒。

今熊町 同二十四軒。今熊の權現とて、熊野權現を觀請せし小社有故に町の名とす。

普賢堂町上 同二十五軒。いにしへ普賢堂ありし故町の名とす。

同町下 同二十六軒。

桶屋町上 同十三軒。桶匠住する故に町の名とす。

同町下 同三十軒。 赤間町上 同三十五軒。

赤間町下 同三十五軒。

以上通路の數九流。町數凡百十三町。

是元祿三年にかぞふる所なり。右の外に柳町とて立町の側にあり。是遊女町なり。家數十九軒、間數七十間壹尺六寸、遊女六七十人。此所始は洲崎濱にあり。是博多に唐土船の來りし時の事なり。慶長中頃今の地に移せり。凡日本にて播州室を遊女の始とすといふ。然るに博多の古老云、博多を始とすと。も

ろこし船の着せし所なればさもあるべし。

○國中酒家麴家

酒家六百十三軒

麴家三百六十四軒

福岡

酒家九十八軒  
麴家三十八軒

博多

酒家九十五軒  
麴家十八軒

怡土郡

酒家二軒  
麴家六軒

志摩郡

酒家二十六軒  
麴家十七軒

那珂郡

酒家五軒  
麴家無之

糟屋郡

酒家二十二軒  
麴家十三軒

早良郡

酒家三十四軒  
麴家七軒

夜須郡

酒家三十一軒  
麴家三十一軒

御笠郡

酒家三十四軒  
麴家十四軒

下座郡

酒家十三軒  
麴家七軒

上座郡

酒家十九軒  
麴家十一軒

穗波郡

酒家三十一軒  
麴家二十軒

嘉摩郡

酒家二十二軒  
麴家四十二軒

遠賀郡

酒家五十二軒  
麴家二十四軒

鞍手郡

酒家五十四軒  
麴家五十九軒

宗像郡

酒家四十二軒  
麴家五十七軒

席田郡

酒家麴家  
無之

○國中社數

延喜式神名帳所載、筑前十九神者、既載在總論。

社數八百六區、内

福岡社數六區。博多社數五區。那珂郡八十五。早良郡六十二。怡土郡四十四。志摩郡八十三。御笠



郡百二十五。表糟屋郡卅三。裏糟屋郡廿二。席田郡九。宗像郡七十五。鞍手郡二十八。嘉摩郡四十。穗波郡五十三。夜須郡十七。上座郡四十七。下座郡十六。遠賀郡五十六。

○國中寺數

寺數八百十區、内

福岡寺數五十九

天台宗三。眞言宗八。淨土宗鎮西十、西山二。眞宗四十七、東五。禪宗曹洞六。法華五。

博多寺數七十七

天台宗二。眞言宗七。淨土宗鎮西十四。禪宗曹洞二、濟下卅六(内二妙樂寺内、十四聖福寺内、十四聖天寺内)眞宗西六、東二。法華宗六。時宗一。

那珂郡寺數四十九

天台宗一。眞言宗三。禪宗曹洞三、濟下九(内口崇福寺内)。淨土宗鎮西六。眞宗西十九、東二。

早良郡寺數七十

天台宗一。眞言宗二。禪宗曹洞四、濟下十五。淨土宗鎮西四。眞宗西三十五、東七。時宗二。

怡土郡寺數二十六

眞言宗七。禪宗曹洞二。眞宗西十三、東二。法華宗二。公領の寺は不記之。

志摩郡寺數七十二

眞言宗六。禪宗曹洞十、濟下二十二。淨土宗鎮西四、西山二。眞宗西二十五、東三。

席田郡寺數七

淨土宗鎮西二。眞宗西五。

糟屋郡寺數七十九

天台宗八。眞言宗一。禪宗曹洞九、濟下九。淨土宗鎮西二十五、西山五。眞宗西二十、東二。

宗像郡寺數六十五

天台宗一。真言宗三。禪宗曹洞十九。濟下七。淨土宗鎮西十四。西山六。真宗西十五。

遠賀郡寺數九十三

天台宗一。真言宗五。禪宗曹洞九。濟下七。淨土宗鎮西二十九。西山三。真宗西三十七。時宗一。

鞍手郡寺數六十五

天台宗一。真言宗一。禪宗曹洞十。濟下二。淨土宗鎮西十五。西山一。真宗西卅二。東二。法華宗二。

嘉摩郡寺數二十五

真言宗一。禪宗曹洞十一。淨土宗鎮西三。真宗西二十。

穂波郡寺數二十八

天台宗一。禪宗曹洞三。淨土宗鎮西十一。真宗西十二。法華宗一。

夜須郡寺數三十四

天台宗一。禪宗曹洞一。濟下三。淨土宗鎮西四。真宗西二十一。東三。法華宗二。

御笠郡寺數二十四

天台宗一。禪宗濟下四。淨土宗鎮西一。真宗西十六。東二。

上座郡寺數十八

天台宗一。真言宗二。禪宗曹洞二。淨土宗鎮西一。真宗西十二。

下座郡寺數七

淨土宗鎮西一。真宗西四。禪宗曹洞一。法華宗一。

右は元祿十四年寺院帳也。右之外竈門山天台宗

結縁僧常道院積傳、元祿五年より結縁僧に極る。

春吉村之寺四區は那珂郡の内に入。怡土郡公領

の寺除之。

〔以下一本に據る〕

寺數八百十區

天台二十三。真言四十六。禪濟下百十四。同洞系九十一。淨土鎮西百四十四。同西山十九。真宗西三百十九。同東三十。法華十九。時宗五。

内

福岡寺數六十

天台四。真言八。禪洞家六。淨土鎮西十。同西山二。真宗西二十（春吉三ヶ寺此内に入。同所一ヶ寺并藥院一ヶ寺那珂郡の内に入）同東五。法華五。

博多寺數八十一

天台二。真言七。禪濟下四十（那珂郡松原崇福寺并塔頭二此内に入）、同洞家二。淨土鎮西十四。真宗西六。同東二。法華六。時宗二。

那珂郡四十五

天台一。真言三。禪濟下五。同洞家二。淨土鎮西六。真宗西廿六。同東二。

席田郡 七

淨土二。真宗五。

夜須郡三十六

天台一。禪濟下三。同洞家二。淨土鎮西四。真宗西廿一。同東三。法華二。

御笠郡二十四

天台一。禪濟下四。淨土鎮西一。真宗西十六。同東二。

上座郡 十八

天台一。真言二。禪洞家二。淨土鎮西一。真宗西十二。

下座郡 七

禪洞家一。淨土鎮西一。真宗西四。法華一。

嘉摩郡三十五

禪洞家十。淨土鎮西三。真言一。真宗西廿一。

穗波郡二十八

天台一。禪洞家三。淨土鎮西十一。真宗西十二。法華一。

鞍手郡六十五

天台一。真言一。禪濟下二。同洞家十。淨土鎮西十五。同西山一。真宗西卅一。同東二。法華二。

遠賀郡九十三

天台二。真言五。禪濟下七。同洞家九。淨土鎮西廿九。西山三。真宗西卅七。時宗一。

宗像郡六十四

真言三。禪濟下七。同洞家十九。淨土鎮西四。同西山六。真宗西十五。

糟屋郡七十九

天台八。真言一。禪濟下九。同洞家九。淨土鎮西廿五。同西山五。真宗西二十。同東二。

早良郡七 十

天台一。真言二。禪濟下十五。同洞家四。淨土鎮西四。真宗西卅五。同東七。時宗一。

怡土郡二十六

真言七。禪洞家二。真宗西十三、同東二。法華二。

志摩郡七十二

真言六。禪濟下廿二、同洞家十。淨土鎮西四、同西山二。真宗西廿五、同東三。

右は元祿十六年寺院帳を以しるす。右の外箱崎、真言寺二社家中結縁寺なり。又竈門山一箇寺、同山坊中結縁の寺なり。

○國中社領（公領の寺は除之）

高五百十八石三升六合五勺

箱崎八幡宮

同三十石

天和二年光之公御寄進

香 椎 宮

同三十石

同上

宇 美 宮

同百三十三石四斗二升九合六勺六才 宗像三社

同三十石

住 吉 明 神

同五十石

志 賀 明 神

同五十石

竈門山神社

同二十石

外米二十俵寶永二年より御寄進

鳥飼八幡宮

同百石

紅葉松原八幡宮

同百石

警 固 明 神

同二十一石一斗五升九合

名 島 辯 才 天

同三十石 天和二年光之公御寄進 高倉社

同千九百七十一石四斗五升二合三勺二才 宰府天滿宮

同六百三十石六斗は造營料也此  
外に久留米柳川より寄納有之

同二百一石七升八合 櫻井社

外に神馬料社人七人分の給有之

同三十石 元祿三年光之公御改建  
同年社領御寄進 志登社

田島數一町 元祿六年綱政公  
御寄附 橋口天神

○國中寺領

高三百二石六斗三升七合 松源院

同三百石 源光院

同三百一石九斗七升一合二勺 崇福寺

同五十石 同開山堂

同三百石 此内百石は寶永四年  
綱政公御寄附 東長寺

同二百石 聖福寺

同百石 承天寺

同百石 大乘寺

同百石 圓應寺

同百石

少林寺

同五十石

極樂寺

同五十石

明光寺

同五十石

妙圓寺

同十石

入定寺

同二十石六合

秋山宗勝寺

同四石一斗八升八合

鐘崎上八承福寺

同十石

飯塚大養院

同八石七斗八升九合

志摩郡南林寺

同十一石三斗二升九合

怡土郡中坊

同十石

鞍手郡真如寺

同五石五斗五升三合

御笠郡觀世音寺

同五石

同上武藏寺

同四十石

博多妙音寺

同二十石

堅精藥王寺

同十石

愛宕山圓滿寺

同八石七斗

全福寺

同 三十石六斗五升二合 博多妙樂寺

寶永元年より御寄附

米十俵 同年より御寄附 怡土郡 染井山

高六十石 直方 雲心寺

同五十石 鞍手郡 極樂寺

同十石 宮田村 永満寺

○國中牛馬數 乘馬は除之

馬數一萬九千四十三疋

牛數一萬五千八百九十九疋

福岡馬數七十疋

博多馬數八十七疋

怡土郡馬數四百九十三疋 牛數三百十五疋

志摩郡馬數二百八十四疋 牛數千三百十五疋

那珂郡馬數千二百三十六疋 牛數六百八十三疋

早良郡馬數千八百二疋 牛數二百七十疋

席田郡馬數三百八十四疋 牛數五十一疋

糟屋郡馬數千八百七十七疋 牛數千八百二十四疋

宗像郡馬數千四百二十六疋 牛數二千二百廿四疋

御笠郡馬數千三百六十四疋 牛數千疋

下座郡馬數九百十二疋 牛數百二疋

上座郡馬數千五百三十疋 牛數三百八十八疋

嘉摩郡馬數千四百五十五疋 牛數千七百十五疋

穗波郡馬數千三百三十一疋 牛數千百五十二疋

鞍手郡馬數二千四十二疋 牛數千九百七十四疋

遠賀郡馬數九百七十五疋 牛數二千四百七十疋

夜須郡馬數千八百七十五疋 牛數四百十六疋

### ○國中船數

國君の手船并怡土郡公領の船は除之

船數千二百四十五艘 大船三百六十九艘  
小船八百七十六艘

福岡船數四十五艘 大船二十艘 小船二十五艘

博多船數三百二十二艘

大船百三十二艘 小船百九十艘

志摩郡船數二百八十一艘

大船九十一艘 小船百九十艘

那珂郡船數八十八艘 大船一艘 小船八十七艘



早良郡船數百十七艘

大船八十三艘 小船三十四艘

糟屋郡船數百二十八艘 小船

宗像郡船數二百九十三艘

大船三十九艘 小船二百五十四艘

遠賀郡船數百四艘 大船三艘 小船百一艘

國中渡海船二十四艘內

遠賀郡黑崎に十九艘、同郡若松に五艘。大坂に上

下する渡し船なり。

川筋丸木船三百六十五艘 但遠賀郡穗波鞍手舟高之内也

丸木船六十二艘 遠賀下同 若松同 十二艘 戸畑

同 八艘 黒崎同 三十二艘 芦屋

同 二十三艘 山鹿同 二十三艘 鞍手下同 木屋瀬

同 十八艘 植木同 二十二艘 直方

同 十六艘 嘉摩 川島同 十九艘 穗波下同 片島

同 八艘 河袋同 百二十二艘 飯塚

國中川々渡船十九艘。十九ヶ所也。

○國中邦君別館之在所

箱崎 糟屋郡 青柳 同 藍島 同

赤馬 宗像 底井野 遠賀 黒崎 同

若松 同 植木 鞍手 木屋瀬 同

赤地 同地雖屬直方  
行館自福岡立之 飯塚 穂波

内野 同 姪濱 早良 橋本 同

前原 志摩 板付 那珂 原田 御笠

山家 夜須 甘木 同

右十九ヶ所皆國君之所立。此外

大隈嘉摩座 志波上座 美奈宜下座 武藏御笠 仙道早良 篠栗糟屋

右六ヶ所は家臣の別館也。